

平成31年第4回農業委員会総会

1 日 時 平成31年4月26日(金)
午後16時31分～午後17時01分

2 場 所 大竹市役所4階第3会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	小田 健治	事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男
事務局主幹	前田 新吾	事務局書記	早川 正二

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	議案第7号	大竹市農用地利用集積計画（87期）の決定について
日程第3	報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第4	報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、平成31年第4回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、平成31年第4回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において9番橋村實男委員、2番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてをご説明します。順位1から5まで関連がございますので合わせてご説明いたします。議案書は2ページ、3ページ、地図は4ページをご覧ください。

順位1から順位5まで同じ譲受人となります。廿日市市の〇〇株式会社〇〇 〇〇さんです。まず、順位1の譲渡人ですが、こちらは大竹市松ケ原町の〇〇 〇〇さんです。届出地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は200㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は278㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は115㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は438㎡、同じく〇〇番、登記地目は田、面積は1,064㎡、の5筆合わせて2,095㎡の面積になります。続きまして、順位2の譲渡人ですが、こちらは大竹市松ケ原町の〇〇 〇〇さんです。届出地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は518㎡、同じく〇〇番、登記地目は田、面積は145㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は364㎡、の3筆合わせて1,027㎡の面積になります。続きまして、順位3の譲渡人ですが、こちらは大竹市松ケ原町の〇〇 〇〇さんです。届出地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番、登記地目は田、面積は289㎡になります。続きまして、順位4の譲渡人ですが、こちらは山口県玖珂郡和木町の〇〇 〇〇さんです。届出地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は332㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は34㎡、の2筆合わせて366㎡の面積になります。続きまして、順位5の譲渡人ですが、こちらは大竹市松ケ原町の〇〇 〇〇さんです。届出地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番、登記地目は田、面積は795㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積62㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は637㎡、同じく〇〇番、登記地目は田、面積は884㎡、同じく〇〇番、登記地目は田、面積は555㎡、の5筆合わせて2,933㎡の面積になります。

順位1から5まで合わせて16筆、合計面積は6,710㎡の面積になります。

このたびの許可申請は、2月25日に開催いたしました第2回農業委員会総会において、農用地区域からの除外申請をご審議のうえ承認議決をいただいたところです。譲渡人の方々はそれぞれ高齢となり農業をする体力が無くなられたり、兼業農家で続けておられましたが、年齢的に引き続き耕作することが難しくなったり、また家族の中で農業を継ぐ方がおられないなど各農家で事情を抱えていると聞いております。このようななか、譲受人が事業用の倉庫として活用するため、このたびの申請に至ったと聞いています。また、お手元にお配りしております、資料1農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領ですが、こちらは、1枚目に概要をのせております。意見聴取の対象となる案件として7つの項目がありますが、このたびの案件につきましては、①の面積が30アールを超えているものに該当し、広島県農業会議の意見聴取対象となります。したがって、本委員会での審議ののち、農業会議の回答を経て許可の可否を決めることとなります。以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。本件の地区担当委員は私が担当ですので、発言させていただきます。

廣兼会長

先ほど事務局のほうがおっしゃったように、地主の方につきましても、後継ぎがないということで、なかなかこれを維持することは難しいということです。30年くらい前にも、ここの土地をプラスチックの成形関係の方が買うという話がちょっと出た土地ですが、やはりもうどなたか買主がある時に売っておいたほうがということで、今回話がまとまったようです。他の農地には影響は無いと思います。水につきましては農業用水を確保するように、また捨て水についても、購入者のほうで周りの方と協議しながらやっていただくようお願いしたいと思います。

廣兼会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。6番正木委員願います。

正木委員

住田さん、会長さん、豊原委員、私の4人で、先日1時間に渡り細かく調査いたしました。先ほど、会長さんのお話しにもありましたとおり、問題無いと思います。以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

田中弘明委員

何の倉庫を建てられるんですか。

廣兼会長

自動車の倉庫を。大野のほうに大きな駐車場があって〇〇いうのがときどき走りよると思うんですが。

豊原委員

〇〇の段ボールとかそういうものを搬送する会社です。

事務局（住田）

今〇〇高校の裏手ですね。あそこにも大きな駐車場があるみたいです。近くの人に聞くと年々駐車場が拡がりよるという話をされていました。

田中弘明委員

それじゃあこれからも規模が広がる可能性もあるね。

廣兼会長

そうですね。その他質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。

事務局から説明のありましたとおり本件は、広島県農業会議への意見聴取案件とし、許可されることに異議ありませんとの答申後、許可することに決してお異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

それでは、ご異議ございませんので、本件については、広島県農業会議の「許可されることに異議ありません」との答申後、許可することに決定されました。

続きまして、日程第2議案第7号大竹市農用地利用集積計画（第87期）の決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは、議案書5ページにありますようにこのたび2件の提出がございました。順位1からご説明します。議案書は6ページ、7ページ、地図は8ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、栗谷町広原の〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は、同じく栗谷町広原の〇〇 〇〇さんです。申請地は、栗谷町広原〇〇番〇〇、面積は1,551㎡、利用権の種類は使用貸借です。平成31年5月1日から平成37年4月30日までの6年間の新規契約を結ぶものです。申請地は、広原集会所の近くになります。これまで、広原の〇〇さんと〇〇さんが利用権の設定をしておりましたが、このたび、〇〇さんと〇〇さんとの間で新規の利用権設定の話がまとまったと聞いています。以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

廣兼会長

続きまして、順位1について地区担当委員の意見を求めます。7番田中委員お願ひ

いたします。

田中博幸委員

この田んぼを作りよった方から、もうわしは作らんという話がありまして。この田んぼは私の田の隣なんです。そこで急きょ〇〇さんに作って欲しいとお願いして、作ってもらうことになりました。特に問題はございません。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件について、計画のとおり決定されました。

引き続きまして、順位2について事務局より説明を求めます。

事務局（住田）

それでは、順位2についてご説明いたします。議案書は9ページ、10ページ、地図は11ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、〇〇 〇〇さん、利用権を設定する方は、本町一丁目の〇〇 〇〇さんです。

申請地は、栗谷町大栗林字沖ノ窪〇〇番で、面積は合計1,954㎡、利用権の種類は賃貸借です。平成31年5月1日から平成34年4月30日までの3年間の新規契約を結ぶものです。借賃は10aあたり年間2,500円です。

昨年まで栗谷町小栗林の〇〇さんとの間で利用権の設定をしていましたが、このたび契約期間満了を迎えるにあたり、〇〇さんが畑として活用するため、所有者の〇〇さんとの間で新規に契約を結ぶ話がまとまったと聞いています。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。6番正木委員お願いいたします。

正木委員

委員の皆様方もよくご存じ方と思いますが、マロンの里に通ずるところの道べりのところの土地でございます。〇〇さんであれば問題は無いと思います。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件について、計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第3報告第6号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは、報告第3号について、事務局長において専決処理しましたので、御報告いたします。議案書は12ページ、地図は13ページをご覧ください。

届出人は、東栄一丁目の〇〇 〇〇さんです。所在は東栄一丁目〇〇番〇〇、面積は、26㎡です。

転用目的は、隣接する居宅と一体利用するためです。申請地の周りは住宅に囲まれている状況となっています。地区担当委員さんからも特に問題はないというご意見をいただいております。3月15日に届出書を受理しております。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

続きまして、日程第4報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（住田）

それでは、報告第4号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。

議案書は14ページ、地図は16ページをご覧ください。

譲受人は大竹市西栄三丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、同じく西栄三丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、南栄三丁目〇〇番、面積は594㎡です。

届出地は、南栄三丁目にあります〇〇のグラウンドの北側になります。譲受人と譲渡人は親子関係で使用貸借の設定をする申請になっています。転用目的は、近くにある

申請人のアパートの駐車場にするためです。申請地の周りは住宅，水路で囲まれ，地区担当委員さんからも，特に周辺への影響は認められないというご意見を頂いております。3月15日にこの届出を受理しております。

続きまして，順位2についてご報告いたします。議案書は14ページ，地図は17ページをご覧ください。

譲受人は大竹市東栄一丁目の〇〇 〇〇さん，譲渡人は，大竹市新町二丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は，東栄一丁目〇〇番〇〇，面積は104㎡です。転用目的は，資材置場にするためです。場所は東栄一丁目の〇〇の裏手になります。申請地の周りは住宅で囲まれ，地区担当委員さんからも，特に転用による支障はないというご意見を頂いております。3月26日にこの届出を受理しております。

続きまして，順位3，順位4，順位5について関連がありますので，合わせてご報告します。議案書は15ページ，地図は18ページをご覧ください。

順位3，順位4，順位5ともに譲受人は大竹市油見三丁目の〇〇 〇〇さんです。

まず，順位3の譲渡人は，広島県山県郡安芸太田町の〇〇 〇〇さんです。届出地は，立戸一丁目〇〇番〇〇，面積は234㎡です。続きまして順位4の譲渡人は，山口県岩国市の〇〇 〇〇さん，届出地は立戸一丁目〇〇番〇〇，面積は193㎡です。続きまして順位5の譲渡人は，広島市南区の〇〇 〇〇さんです。届出地は，立戸一丁目〇〇番〇〇，面積は143㎡です。順位3，4，5それぞれの譲渡人は，相続により農地を取得していました。転用目的は，分譲用の宅地にするためと聞いております。場所は，〇〇の北側にある〇〇付近になります。申請地の周りは住宅に囲まれ，地区担当委員さんからは，特に支障はないというご意見を頂いております。4月8日にこの届出書を受理しております。

以上でございます。

廣兼会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。

本日議決された各案件のうち，字句，数字その他，整理を要するものにつきまして，その整理を会長に委任されたいと思っておりますが，これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって，案件のうち字句，数字その他，整理を要するものにつきましては，その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、平成31年第4回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。